

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知＜後期監査報告書（令和7年3月18日）＞

「処理」の実施状況		基準日までに「処理」を実施したもの、又は実施することを決定したもの 基準日までに何らかの理由により「処理」を実施しないこと（又は実施できないこと）を決定したもの	29件 1件
【A：実施済又は決定済】			
【C：実施しない】			
「再発防止策」又は「改善策」の実施状況		基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は実施することを決定したもの	30件
【A：実施済又は決定済】			

○出資団体監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 会計規程第42条第3項において、棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によるとされているが、評価基準に関する記述がなかったため追記されたい。 また、同規程第49条における棚卸資産の評価基準及び評価方法についても更新されたい。	15頁	1	A：実施済 又は決定済	会計規程及び決算書上の財務諸表に対する注記の条文を改正し、令和7年3月開催の理事会にて規程改正の承認を頂く。また、同年3月末日に実施される棚卸実地実査においては、改正内容（低価法）に沿った棚卸実査に改め実施することを令和6年12月5日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和7年4月に公益法人会計基準の改正が行われるものの、棚卸評価に関する変更は行われないため、令和7年3月26日に規程の改正を理事会に上程し承認を受けた。これにより、令和7年3月1日付けで会計規程第42条第3項及び第49条（2）に示されていた評価方法に関する表記を「最終仕入原価法」から「低価法」へ改め、規程に沿った実施方法とするよう決定した。	令和7年3月31日
2	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 契約事務取扱要綱第22条第1項において、随意契約によることができる場合は、契約の履行に特殊な技術、知識を要する又は最も優れているため、契約の相手方を1人に特定するときとされている。 多くの契約が一者特命随意契約により業者を特定していたが、相手方がこの要件に照らした上で問題ないか確認検討されたい。	15頁	2	A：実施済 又は決定済	現行契約については、令和7年度の契約分(令和7年1月から3月実施)から段階的に見積比較を実施する。 上記の内容を実施する旨、令和6年12月3日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和7年度の契約分(令和7年1月から3月実施)から、段階的に豊田市の一般競争入札の対象となる業務について、5年程度で見積比較等契約見直しをする病院独自ルールを設けて、契約の公平性・合理性を確保する。またそれ以外の業務委託についても同様に実施する。 上記の内容を実施する旨、令和6年12月3日に決定した。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
3	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 退職給付引当金において、簡便法を基に算定が行われていた。 簡便法が適用できる法人は、公益法人会計基準の運用指針において、「退職給付の対象となる職員数が300名未満」、「年齢や勤務期間に偏りがあるなど、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人」、「原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人」と定められている。 令和5年度末において、退職給付の対象となる職員数が300名を超えており、簡便法が適用できるのは残り2つに該当する場合となるが、その2つに該当するかどうか検討が行われていなかった。 簡便法が適用できる法人に該当するかどうかを検討する必要がある。また、該当しない場合、原則法の適用に向けて準備を行う必要がある。	15頁	3	A：実施済又は決定済	現行会計基準に準拠するため、令和7年3月26日に規程の改正を理事会に上程し承認を受けた。これにより、令和7年3月1日付けで会計規程第49条(4)に示されていた算出方法に関する表記を「期末自己都合要支給額」から「年金数理計算」とし、従来の簡便法から原則法へ計算方法を改め、規程に沿った実施方法とするよう決定した。	A：実施済又は決定済	規程改正により、今後は規程内容に沿った形での処理を行う。ただし、年金数理計算にて算出した金額に高い信頼性が得られない場合は、簡便法を用いて計算を行うことを公益法人会計基準において認められていることから、最終的には計算結果により原則法とするか簡便法とするかの判断を行うこととした。	令和7年3月31日
4	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。	16頁	4	A：実施済又は決定済	令和7年3月26日に規程の改正を理事会に上程し承認を受けた。これにより、令和7年3月1日付けで会計規程第49条(4)に示されていた算出方法に関する表記に「支給見込額見合いの社会保険料等事業主負担予想額」を加えることで計上項目を明確にした。	A：実施済又は決定済	引当金に関する計上方法及びその処理の方法について、現担当者の知識不足が招いた事案であり、担当グループ内で正しい処理方法の手順を共有することを令和6年12月5日に決定した。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
5	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 未収金の貸倒処理において、「貸倒引当金／自費未収金」として処理を行うべきところ、「貸倒損失／自費未収金」と処理されていた。 また、附属明細書の引当金の明細において、貸倒引当金の目的使用の欄に期首残高の全額が記載されていたが、貸倒処理により貸倒引当金を取り崩した金額を記入し、洗替による減少額はその他の欄に記入すべきだった。	1 6 頁	5	A：実施済 又は決定済	予備監査実施以降、未収金の貸倒事実が発生した場合においては、引当金の取崩しを行って未収金の処理を行うことを担当者に周知した。令和6年度の会計処理分から適用し、年度内に既に処理されていたものがあれば、正しい処理方法に修正を行うことを令和6年12月5日に決定した。	A：実施済 又は決定済	引当金に関する計上方法及びその処理の方法について、現担当者の知識不足が招いた事案であり、今年度中に担当グループ内で正しい処理方法の手順を共有することを令和6年12月5日に決定した。	令和7年3月31日
6	福祉部	地域包括ケア企画課	(公財)豊田地域医療センター	(公財)豊田地域医療センター	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 公益法人会計基準において、棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とするが、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとされており、取得原価と当該正味売却額との差額である棚卸資産評価額は、当期の経常費用として処理する必要がある。 医療機関では、薬価がある医薬品及び償還価格がある診療材料がこの収益性の低下に伴う簿価切下げの処理対象となるが、処理が行われていなかった。	1 6 頁	6	A：実施済 又は決定済	決算書上の財務諸表に対する注記の記載内容を修正し、令和6年度決算報告書には修正後の注記を表示する。また、同年3月末日に実施される棚卸実地実査においては、上記内容に沿った棚卸実査に改めた形で実施することを令和6年12月5日に決定した。 なお、今後の方針として、棚卸資産の評価方法が現行会計基準に合致していないため、原価法から低価法への変更を行う予定である。	A：実施済 又は決定済	令和7年4月に公益法人会計基準の改正が行われるものの、棚卸評価に関する変更は行われなため、令和7年3月26日に規程の改正を理事会に上程し承認を受けた。これにより、令和7年3月1日付けで会計規程第42条第3項及び第49条(2)に示されていた評価方法に関する表記を「最終仕入原価法」から「低価法」へ改め、規程に沿った実施方法とするよう決定した。	令和7年3月31日
7	福祉部	よりそい支援課	(福)豊田市社会福祉協議会	(福)豊田市社会福祉協議会	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 社会福祉法人会計基準及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の改正が行われ、令和3年度より企業結合に関する注記が必要となった。 注記については記載されていたが、これに対応すべき経理規則の改正がされていなかった。	1 6 頁	1	A：実施済 又は決定済	令和6年11月19日付けで経理規則を改正した。 【内容】 ・経理規則第64条(注記事項)第1項第15号に「合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を追加した。 ・経理規則第64条第2項の記載内容を「計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区分別に記載するものの2種類とし、拠点区分の注記においては、前項第1号、第12号、第13号及び第15号を省略する。」と改正した。	A：実施済 又は決定済	・国及び市からの通知等の情報把握に努めるとともに、改正があった際には規則等漏れのないように改正する。 ・文書を収受する際は、担当者のみで収受するのではなく与える影響を所属で協議する。	令和7年3月31日

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
8	福祉部	よりそい支援課	(福)豊田市社会福祉協議会	(福)豊田市社会福祉協議会	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。	17頁	2	A：実施済 又は決定済	令和6年度決算から、法定福利費も含めて計上することを、令和6年12月3日に決定した。	A：実施済 又は決定済	・令和7年3月31日に決算処理として、法定福利費も含めて賞与引当金を計上する。 ・国及び市からの通知等の情報把握に努めるとともに会計基準に沿った会計処理を行う。	令和7年3月31日
9	福祉部	よりそい支援課	(福)豊田市社会福祉協議会	(福)豊田市社会福祉協議会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 長期貸付金に対して設定されている徴収不能引当金において、貸借対照表上ではその他の固定資産の区分に記載すべきところ、流動資産の控除項目として表示されていた。	17頁	3	A：実施済 又は決定済	令和6年度決算からその他固定資産の区分で徴収不能引当金を計上することを令和6年12月3日に決定した。 また、令和6年11月19日付けで徴収不能引当金の区分をその他固定資産とする経理規則の改正を行った。	A：実施済 又は決定済	・令和6年度決算以降、徴収不能引当金をその他固定資産の区分で計上する。 ・決算時に引当金等が正しい区分で計上されているかを確認する。	令和7年3月31日
10	福祉部	よりそい支援課	(福)豊田市社会福祉協議会	(福)豊田市社会福祉協議会	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 寄附金収益明細書、補助金事業収益明細書等において、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」に定められている附属明細書の記載要領にのっとり作成されていなかった。	17頁	4	A：実施済 又は決定済	・寄附金等収益明細書について 令和6年度決算から、寄附金等収益等明細書の寄附者の属性を「法人の役職員」、「利用者本人」、「利用者の家族」、「取引業者」、「その他」とすることを令和6年12月3日に決定した。 また、寄附申込書を令和6年11月27日に改正し、寄附を受ける際に寄附者の属性が確認できるようにした。 ・補助金事業収益明細書について 令和6年度決算から、拠点ごとに補助金を集計し、交付金等合計額及び拠点区分ごとの内訳を記載することを令和6年12月3日に決定した。	A：実施済 又は決定済	決算書類作成時に「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」にのっとり附属明細書が作成されているかを確認する。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
11	福祉部	よりそい支援課	(福)豊田市社会福祉協議会	(福)豊田市社会福祉協議会	決算書類の作成及び表示方法	【意見】 社会福祉法人では、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要となる場合がある。特定収入割合が5パーセントを超えるときは、通常の計算方法によって算出した仕入控除税額から一定の方法によって計算した特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を控除した残額を、その課税期間の仕入控除税額とする調整が必要となる。 消費税計算において特定収入の調整は行われていたが、計算根拠資料が残っていなかったため、特定収入の金額及びその内訳書、特定収入割合の計算表及び調整割合の計算表を作成し、保管されたい。	17頁	5	A：実施済又は決定済	令和7年度から消費税処理の際、特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表（計算表1から5）を用いて計算し、計算の根拠資料として保管することを令和6年12月3日に決定した。	A：実施済又は決定済	消費税処理時に、根拠資料に不足がないかを国税庁が発出している手引等から確認を行う。	令和7年3月31日
12	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 公印使用申請書において、申請者と承認者が同じ職員になっているものがあった。 また、総務課担当者が承認者として定められていたが、承認者は印章管理者でもあるため、問題ないか検討されたい。	18頁	1	A：実施済又は決定済	押印承認者と確認者が同一の申請書を全件、再度確認し、不適切な利用がないことを確認した。	A：実施済又は決定済	押印管理者は、総務担当主幹とし、不在時には、上位者である事務局長がその役割を担うこととする。 総務担当が担っていた、押印承認者を押印管理者が担うこととする。	令和7年3月31日
13	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 現況報告書において、理事会への出席がない理事が1名、評議員会への出席がない評議員が1名確認された。 法人のガバナンスの役割を担う理事及び評議員が、理事会、評議員会へ出席されないとすると、その役割が果たされていない状況にある。	18頁	2	A：実施済又は決定済	令和5年度に出席のなかった委員は、欠席会の会議録を直接お持ちし、次回出席いただけるようお願いを実施した。その結果、令和6年度の会議には出席いただいた。	A：実施済又は決定済	前年度のうちに、年間の開催日程を提示する。提示に際し、理事会・評議員会への出席が法人のガバナンスの役割を担う上で重要である旨を伝えることとする。 理事会、評議員会が開催される度に、必ず次の開催日程を確認することとする。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
14	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 財務規程第68条第1項において、内部監査は、法人内の会計業務が関係法令及び財務規程の定めに従い、重大な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるために行うとされているが、試算表の整合性チェックが内部監査として実施されていた。テーマを選定し、その内容に関する監査を行うなど、内部監査の実施内容について検討されたい。	18頁	3	A：実施済又は決定済	令和6年度は、予備監査実施前に総務担当にて、全施設の契約関連書類の全件チェックを実施済み。	A：実施済又は決定済	現在の整合性チェックは、会計責任者又は総括会計責任者が行うこととし、内部監査は、他の社会福祉法人に倣い、総務担当が毎年度テーマの選定と、施設長以上の職員から内部監査役を選定し、適切な内部監査を実施することとする。	令和7年3月31日
15	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	団体運営及び事業管理の状況	【指摘】 団体と委託業者2社との3者契約である業務委託において、業務届出書等は両者から提出されるべきところ、一方の委託業者からしか提出されていなかった。	18頁	4	A：実施済又は決定済	令和5年度の契約について、乙が適正に業務を執行されたのか再度確認を実施した。具体的には、乙が施設を訪問し、通報装置の確認と防犯上の助言を頂いたこと、啓発用資料が必要部数届いていることを再度確認した。確認の結果、乙の委託業務が適正に執行されていたため、記録として保管することとした。	A：実施済又は決定済	令和6年度契約からは、必要な書類を提出いただくこととする。 また、支払が発生しない業者からも業務届出書や完了届が必要となることを、本委託業務の各種書類を作成・保管するデータファイルに引継ぎ事項として掲載した。 2者契約にできないか調整したが3者契約の形態が妥当である旨を確認したため、いずれの業者にも必要な書類を提出いただくこととする。	令和7年3月31日
16	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。	18頁	5	A：実施済又は決定済	令和6年度決算資料作成時には、賞与に係る法定福利費も引当金に計上する。賞与引当金の算定シートについて、法定福利費が計上できるよう修正済み。	A：実施済又は決定済	賞与引当金の算定シートについて、法定福利費が計上できるよう修正済み。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
17	福祉部	障がい福祉課	(福)豊田市福祉事業団	(福)豊田市福祉事業団	財産管理状況	【指摘】 切手(はがき)受払簿において、用途が未記載のまま確認者による承認を受けているものがあった。	18頁	6	A：実施済 又は決定済	用途が未記入となっているものについて、使用者に再度の確認を実施し、不適正な使用がなかったことを確認した。	A：実施済 又は決定済	切手受払簿の様式を市が使用しているものに改め、切手使用時には、使用者以外の職員による確認、月に一度の残数確認、さらに、月に一度、所属長による確認の機会を設けることで、記載漏れが起きない体制を構築した。また、年度当初の所属長以上の集まる会議において、金券類の適正な使用について注意喚起を行うとともに、内部監査において毎年度金券類の適正な管理がなされているか確認を行うことを決定した。	令和7年3月31日
18	福祉部	高齢福祉課	(株)豊田ほっとかん	(株)豊田ほっとかん	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 令和2年3月30日付けの定期監査等報告書において、「予算ベースで賞与引当金を計上しており計上額が過大だった」という指摘があり、令和2年度からは賞与支給見積額から計算して計上するという措置を決定した。 しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、賞与引当金が計上されていなかった。	19頁	1	A：実施済 又は決定済	令和7年4月から賞与引当金を計上することを令和6年12月9日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和7年4月から賞与引当金を計上する。	令和7年3月31日
19	福祉部	高齢福祉課	(株)豊田ほっとかん	(株)豊田ほっとかん	会計処理及び帳票整理の状況	【指摘】 仮払金の残高明細において、債券購入時に生じる利息調整を行う超過利子が計上されていた。当該超過利子の債券購入は令和元年に実施されており、購入後初回の利息受取時に仮払金と受取利息を相殺する処理が必要であったが、当該処理が行われずに残り続けていた。	19頁	2	A：実施済 又は決定済	令和6年度の会計期中に超過利子を特別損失として会計処理することを、令和6年12月9日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和6年度の会計期中に超過利子を特別損失として会計処理するとともに、超過利子の会計処理方法について、今後は債券購入の決定書に明記することとした。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
20	福祉部	高齢福祉課	(株)豊田ほっとかん	(株)豊田ほっとかん	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 個別注記表において、有形固定資産の減価償却累計額に、除却済みの固定資産が含まれていた。	19頁	3	A：実施済 又は決定済	令和6年度分の個別注記表より、除却済みの固定資産を「有形固定資産の減価償却累計額」に含めないことを、令和6年12月9日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和6年度分の個別注記表より、除却済みの固定資産を「有形固定資産の減価償却累計額」に含めないことを、経理担当者に周知徹底した。	令和7年3月31日
21	福祉部	高齢福祉課	(株)豊田ほっとかん	(株)豊田ほっとかん	財産管理状況	【指摘】 経理規程第54条において、固定資産は、毎期棚卸資産に準じて実地棚卸を行い、固定資産台帳と照合しなければならないとされているが、固定資産台帳と現物の照合を行っていないかった。	19頁	4	A：実施済 又は決定済	経理規程第54条について、固定資産の実査を年1回、償却資産税の申告に併せて実施する規程内容へと令和7年1月に改訂した。	A：実施済 又は決定済	改訂後の経理規程内容に準じ、年1回固定資産の実査を行うことを、経理担当者に周知徹底した。	令和7年3月31日
22	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 庶務規程第16条第2項において、収受した文書は、開封の上文書整備簿(様式第1号)に必要事項を記入の上整理するとされているが、実務の利便性を考慮し、様式第1号とは異なるが、より整理された方法で管理されていた。 現状の運用に合わせて規程を見直されたい。	19頁	1	A：実施済 又は決定済	令和7年3月までに、現状の運用に整合させるために、庶務規程の改正を行うことを令和6年11月28日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和7年3月末に、庶務規程の改正を行った。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
23	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 出退勤時間の管理において、月次で作成する勤務表に出勤・退勤時間の記録を手書きで残す形で管理されていた。 最近では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」等に基づき、タイムカードなどによる客観的な記録管理が求められているため、改善する必要があるか検討されたい。	20頁	2	C：実施しない	対象となる職員が5名であり、少人数のため、現行の勤務表への出退勤時間の記入及び管理が経済的で適正に労務管理できていると判断するため、実施しない。	A：実施済又は決定済	一層の出退勤時間の管理を徹底するため、定時前の終礼での時間外労働の有無、予定時間の確認を行うとともに、警備記録の確認を行うことを、令和6年11月28日に決定した。	令和7年3月31日
24	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 就業規程第9条において、職員は、出勤後自ら出勤簿に押印しなければならないとされているが、出勤簿による管理は未実施であった。 現状の運用に合わせて規程を見直されたい。	20頁	3	A：実施済又は決定済	令和7年3月までに、現状の運用に整合させるために、就業規程の改正を行うことを令和6年11月28日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和7年3月末に、就業規程の改正を行った。	令和7年3月31日
25	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	団体運営及び事業管理の状況	【意見】 就業規程第12条において、職員は、勤務時間外に勤務を命ぜられた場合には、時間外(休日)勤務命令票(様式第5号)にその命令に関する所要事項を記載し、当該命令を受領した旨の確認印を押さなければならないとされているが、勤務表に所定外時間を記載し、上席の確認印を押印する形で運用されていた。 規程に合わせた運用の見直し又は現状の運用に合わせた規程の見直しを行われたい。	20頁	4	A：実施済又は決定済	令和7年3月までに、現状の運用に整合させるために、就業規程の改正を行うことを令和6年11月28日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和7年3月末に、就業規程の改正を行った。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
26	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	会計処理及び帳票整理の状況	【意見】 郵便切手類又は物品切手などを購入した事業者が、その購入した郵便切手類等のうち、自ら引換給付を受けるものにつき、継続してその郵便切手類等の対価を支払った日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、課税仕入処理が認められている。 郵便切手の購入時において、消費税は非課税として会計処理が行われており、使用時も課税仕入処理がされないため、顧問税理士と協議の上、処理方法を見直されたい。	20頁	5	A：実施済 又は決定済	顧問税理士との協議の結果、郵便切手の消費税の取扱いについては、消費税を計上し、課税仕入処理をすることを、令和6年12月4日に決定した。	A：実施済 又は決定済	公益法人会計システムにおいて、郵便切手購入時の伝票起票で消費税が計上されるよう、令和6年12月4日に伝票起票の自動仕訳登録を更新することを決定した。	令和7年3月31日
27	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 令和4年3月24日付け後期監査報告書において、「自動車リサイクル料はその他固定資産として計上する必要があるが、誤って流動資産に計上されている」という指摘があり、令和3年度決算からは固定資産として計上するという措置を決定した。 しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、流動資産に計上されていた。	20頁	6	A：実施済 又は決定済	令和6年度決算で作成する決算書類で、その他固定資産へ計上することを令和6年11月28日に決定した。	A：実施済 又は決定済	決算までの間に時間があるため、修正を必要とする項目については、一覧表を作成し、決算時に修正漏れを生じないようにすることを令和6年11月28日に決定した。	令和7年3月31日
28	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 売上債権に対する貸倒引当金において、流動資産の控除項目として表示すべきところ、流動負債として表示されていた。	21頁	7	A：実施済 又は決定済	令和6年度決算で作成する決算書類で、流動資産へ計上することを令和6年11月28日に決定した。	A：実施済 又は決定済	事務局次長及び総務係職員は、決算書類を作成する際には、公益法人会計基準等の確認を一層徹底するとともに、会計処理関連の研修を活用し、最新の情報収集に努め、標準化を図っていくことを、令和6年11月28日に決定した。	令和7年3月31日

令和6年度後期監査報告書(出資団体監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
29	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 注記(補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高)において、貸借対照表上の記載区分は「指定正味財産」と記載すべきところ、「特定資産」と記載されていた。	21頁	8	A:実施済 又は決定済	令和6年度決算で作成する決算書類で、「財務諸表に対する注記」の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の貸借対照表上の記載区分は、「指定正味財産」と記載することを令和6年11月28日に決定した。	A:実施済 又は決定済	令和6年12月中に、事務局次長より専務理事、事務局長及び総務係職員に対して、「財務諸表に対する注記」の「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」への記載について、説明を行い、決算書類作成の標準化を図ることを令和6年11月28日に決定した。	令和7年3月31日
30	産業部	産業労働課	(公財)豊田加茂環境整備公社	(公財)豊田加茂環境整備公社	決算書類の作成及び表示方法	【指摘】 正味財産増減計算書において、指定正味財産の部へ基本財産運用益を計上し、一般正味財産への振替が行われていたが、一般正味財産へ直接計上することがより適切な処理であった。 注記においても、一般正味財産への振替額に含まれていたが、これらも除外する必要があった。	21頁	9	A:実施済 又は決定済	令和6年度決算で作成する決算書類で、基本財産運用益を一般正味財産の部へ直接計上することを令和6年11月28日に決定した。	A:実施済 又は決定済	令和6年12月中に、事務局次長より専務理事、事務局長及び総務係職員に対して、基本財産の運用商品によって、基本財産運用益の計上方法が変わることを説明し、共有化・標準化を図るとともに、公益法人会計の研修を活用し、最新の情報収集に努めることを令和6年11月28日に決定した。	令和7年3月31日